

薬 第 1514 号
令和 7 年 7 月 3 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物
の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 3 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 3 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) (8R) - 6 - アリル - N, N - ジエチル - 1 - (チオフェン - 2 - カルボニル) - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 1 T - A L - L A D

- (2) 2- {2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 N-Desethyl etonitazene

- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -2- (シクロヘキシルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類

【通称名】 Cyputy l one、

N-Cyclohexylmethy l one

- (4) (1) から (3) までの掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和7年7月4日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701